平成２１年（フ）第６６７号
盛岡市津志田町１丁目16番55号　サンストリートハウス津志田102号、旧住所岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第１地割２番地876
破産者　平賀　清治
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２３９号
山形県西村山郡大江町大字藤田10番地の４
破産者　松田　彦仁
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８８号
山形市西田５丁目21番20号　旭ルーミー山形西５号館202号
破産者　小野寺幸太
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１０２号
千葉県銚子市森戸町733番地
破産者　松本　　清
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２０８４号
神奈川県藤沢市石川３丁目23番地の８　ハイムすばるＣ号室
破産者　札野　創夢
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３９３号
千葉県千葉市稲毛区轟町５―５―17　アルファコート301、開始決定時の住所横浜市南区永田東３丁目２番２号　パティオ永田東302
破産者　高橋　恵子（旧姓加藤）
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５８３号
新潟県五泉市三本木３丁目１番15号
破産者　五十嵐義晴
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３０号
金沢市粟崎町４丁目78番地126
破産者　高田　剛志
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２１８号
長野県須坂市大字亀倉235番地５
破産者　浦澤　春夫
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第２８６３号
愛知県大府市桃山町１丁目59番地、開始決定時の住所愛知県東海市加木屋町１丁目35番地
破産者　加藤　榮次
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０５４号
名古屋市名東区一社１丁目124番地　第２メゾン柴田101号
破産者　坂　喜代治
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５８７号
愛知県知多市にしの台２丁目2410番地の３
破産者　上坂　博人
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６７２号
名古屋市中川区露橋町25番地
破産者　大西　正伸
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第５７２５号
大阪市淀川区西中島２丁目２番19―604号
破産者　山下　都代
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９０６４号
大阪市北区長柄東１丁目５番さざなみプラザ第三第21号棟第402号室、開始決定時の住所大阪市北区長柄東２丁目４番12―606号
破産者　山本　良子
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９３９１号
大阪府八尾市北木の本４丁目49番、開始決定時の住所大阪府羽曳野市白鳥２丁目12番７号
破産者　峪口　敦男
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９４３２号
大阪府豊中市庄内宝町２―４―15―１号、住民票上の住所大阪市淀川区三国本町１丁目15番４―316号
破産者　田代　芳博
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１５５２号
大阪市天王寺区勝山２丁目１番26号ハイツ中村401号
破産者　東浦　博士
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２１７４号
大阪市阿倍野区阪南町１丁目29番４号
破産者　村元　　武
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部